

## 松江市事業復活支援金給付要綱

令和4年4月27日  
松江市告示第330号

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け（以下この影響を総称して「新型コロナウイルス感染症影響」という。）、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）のうち、中小企業庁が実施する事業復活支援金（以下「事業復活支援金」という。）の対象とならない中小法人等及び個人事業者等に対して、令和3年11月から令和4年3月までの期間（以下「対象期間」という。）における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、予算の範囲内で松江市事業復活支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準期間 平成30年11月から平成31年3月まで、令和元年11月から令和2年3月まで又は令和2年11月から令和3年3月までの期間のうち、申請者が選択するいずれかの期間をいう。
- (2) 法人事業収入 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書（以下「法人確定申告書」という。）の別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものをいう。
- (3) 個人事業収入 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下「個人確定申告書」という。）の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものをいう。
- (4) 業務委託契約等収入 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものをいう。
- (5) 事業収入等 法人事業収入、個人事業収入又は業務委託契約等収入をいう。
- (6) 候補月 対象期間内のいずれかの月であって、新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、基準期間の同じ月と比較して月間の事業収入等が20パーセント以上30パーセント未満減少した月をいう。
- (7) 対象月 候補月のうち申請者が選択するひと月をいう。

(8) 基準月 基準期間の対象月と同じ月をいう。

(事務局の設置)

第3条 市長は、前条の目的を達成するため、松江市事業復活支援金事務局（以下「事務局」という。）を設置するものとし、支援金の給付に必要な事務は、事務局が行う。

(給付対象者)

第4条 支援金を受けることができる事業者（以下「給付対象者」という。）は、対象期間内に候補月が存在する者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、事業復活支援金の給付要件を満たす者を除く。

(1) 支援金の給付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が中小法人等の場合は、次のア及びイのいずれにも該当しなければならない。

ア 令和4年1月1日時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円未満（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。）であって、市内に本店又は主たる事業所を有する法人であること。

イ 令和元年12月以前から事業を行っている者であって、基準期間をその期間内に含む事業年度のうち、いずれかの事業年度及び対象期間において、法人事業収入を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。

(2) 申請者が個人事業者等の場合（ただし、この号に定める個人事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合を除く。なお、対象月までにおいて、この号に定める要件を満たしており、対象月の翌月から申請日までの間に法人化した場合を含む。以下同じ。）は、令和元年12月以前から事業を行っており、市内に住所又は主たる事業所を有する者であって、基準期間をその期間内に含む年のうち、いずれかの年及び対象期間において、個人事業収入を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。

(3) 申請者が個人事業者等であって、個人事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合（なお、対象月までにおいて、この号に定める要件を満たしており、対象月の翌月から申請日までの間に法人化した場合を含む。以下同じ。）は、次のア及びイのいずれにも該当しなければならない。

ア 令和元年12月以前から事業を行っており、市内に住所又は主たる事業所を有する者であって、平成31年1月から令和元年12月まで（以下「令和元年」という。）及び令和2年並びに基準期間をその期間内に含む全ての年及び対象期間のいずれにおいても個人事業収入を得ておらず、基準期間をその期間内に含む年のうち、いずれかの年及び対象期間において、業務委託契約等収入を主たる収入として得ており、今後も事業の継続及び

立て直しのための取組を実施する意思があること。

イ 基準期間及び対象期間以降において、被雇用者又は被扶養者ではないこと。

- 2 前項における候補月への該当性を判断するに当たっては、事業収入等に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めないものとする。ただし、申請者が候補月に地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請等（以下「時短要請等」という。）に応じたことに伴い、協力金等（協力金、支援金その他名目の如何を問わず、時短要請等に応じた者に対して支出する金銭をいい、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠交付金が充てられるものをいう。以下同じ。）を受給する場合は、当該月の月間の事業収入に、受給する協力金等の金額（既に受給した場合は受給済の額を用い、受給する予定の場合は受給が見込まれる額を用いる。以下同じ。）のうち当該月に申請者が時短要請等に応じた分に相当する金額を含むものとする。

（支援金の給付額）

第5条 支援金の給付額は、次のとおり算定するものとし、その算定に当たっては、事業収入等に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方自治体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含まないものとする。ただし、申請者が対象月に地方公共団体による時短要請等に応じたことに伴い、協力金等を受給する場合は、当該月の月間の事業収入等に、受給する協力金等の額のうち、当該月に申請者が時短要請等に応じた分に相当する額を含むものとする。

- (1) 申請者が中小法人等の場合であって、基準月の月間の法人事業収入と比較して、対象月の月間の法人事業収入の減少が20パーセント以上30パーセント未満の場合には、支援金の給付額は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額を超えない範囲で、基準期間の法人事業収入から対象月の月間の法人事業収入に5を乗じて得た額を差し引いたものとする。

ア 基準月をその期間内に含む事業年度（以下「基準月事業年度」という。）の年間の法人事業収入（ただし、基準月事業年度に含まれる月数（含まれる月は操業日数にかかわらず1か月とみなす。以下同じ。）が12か月に満たない場合は、基準月事業年度の法人事業収入を当該月数で除し、12を乗じて得た額とする。以下同じ。）が1億円以下の場合  
20万円

イ 基準月事業年度の年間の法人事業収入が1億円超5億円以下の場合 30万円

ウ 基準月事業年度の年間の法人事業収入が5億円超の場合 50万円

- (2) 申請者が個人事業者等の場合であって、基準月の月間の個人事業収入と比較して、対象

月の月間の個人事業収入の減少が 20 パーセント以上 30 パーセント未満の場合には、支援金の給付額は、10 万円を超えない範囲で、基準期間の個人事業収入から対象月の月間の個人事業収入に 5 を乗じて得た額を差し引いたものとする。

- (3) 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合であって、基準月の月間の業務委託契約等収入と比較して、対象月の月間の業務委託契約等収入の減少が 20 パーセント以上 30 パーセント未満の場合には、支援金の給付額は、10 万円を超えない範囲で、基準期間の業務委託契約等収入から対象月の月間の業務委託契約等収入に 5 を乗じて得た額を差し引いたものとする。

(給付の申請)

第 6 条 支援金の給付の申請は、1 事業者につき 1 回限りとし、申請者は、松江市事業復活支援金給付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、宣誓・同意書（様式第 2 号）及び市長が別に定める証拠書類その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 支援金の申請期間は、令和 4 年 4 月 27 日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。

(給付対象者、給付額の算定式、給付額の上限等の特例)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する申請者は、第 4 条及び第 5 条に掲げる要件に代えて、市長が別に定める給付対象者、給付額の算定式、給付額の上限等の特例（以下「申請特例」という。）を用いることができる。

- (1) 申請者が中小法人等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 平成 31 年 1 月から令和 3 年 10 月までの間に設立した法人である場合

イ 月当たりの法人事業収入の変動が大きい場合

ウ 法人事業収入を比較する 2 つの月の間に合併を行っている場合

エ 連結納税を行っている場合

オ 平成 30 年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等（自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明をいう。以下同じ。）を有する場合

カ 事業収入等を比較する 2 つの月の間に個人事業者から法人化した場合

キ 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第 2 に規定する公益法人等をいう。）の場合

- (2) 申請者が個人事業者等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 平成 31 年 1 月から令和 3 年 10 月までの間に開業した場合

イ 月当たりの個人事業収入の変動が大きい場合

ウ 個人事業収入を比較する2つの月の間に事業の継承を受けた場合

エ 平成30年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合

(3) 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 平成31年1月から令和3年10月までの間に開業した場合

イ 平成30年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合

(宣誓・同意事項)

第8条 市長は、第1号から第4号までの事項のいずれにも宣誓し、第5号から第8号までの事項のいずれにも同意し、及び宣誓・同意書により宣誓及び同意した旨を記載した書類を提出した者でなければ、支援金を給付しない。

(1) 給付要件を満たしていること。

(2) 提出する書類に虚偽がないこと。

(3) 次条に規定する不給付要件に該当しないこと。

(4) 支援金の給付を受けた後においても事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと。

(5) 市又は事務局が行う提出書類に関する指導、事情聴取その他の調査に応じること。

(6) 無資格受給(申請が給付要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。以下同じ。)又は不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。以下同じ。)が発覚した場合には、第14条及び第15条の規定に従い、給付を受けた支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられることがあること。

(7) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者ではないことを関係機関(島根県警察本部等)へ市が照会すること。

(8) この要綱及びこの要綱に付随する要領に従うこと。

(不給付要件)

第9条 第4条から前条までの規定にかかわらず、次の各号(以下「不給付要件」という。)のいずれかに該当する申請者は、支援金を受給することができない。

(1) 事業復活支援金の給付要件を満たす者又は給付を受けた者

(2) 既にこの支援金の給付を受けた者

(3) 法人税法別表第1に規定する公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業(同条第13項

に規定する接客業務受託営業をいう。)を行う者

(5) 政治団体

(6) 宗教上の組織又は団体

(7) 松江市暴力団排除条例（平成 25 年松江市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者

(8) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者

(審査)

第 10 条 市長は、第 6 条の規定により支援金の給付の申請があったときは、申請書その他当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて事情聴取、立入検査その他の調査を事務局に行わせ、事務局は、第 4 条から第 9 条までに規定する要件（以下「給付要件」という。）を満たすことが確認できた場合は、給付額の算定を行い、審査結果に併せて市長に報告するものとする。

2 事務局は、申請者の提出した申請書、証拠書類等に不備、不足等があった場合は、申請者に対して不備修正又は不足書類の提出（以下「不備修正等」という。）を依頼し、申請者は、当該不備修正等の依頼を受けた場合は、速やかに対応しなければならない。

3 事務局は、申請者の申請が給付要件を明らかに満たさないと認める場合は、申請者に対して申請の取下げを依頼し、その旨を市長に報告するものとする。

4 事務局は、期限を定めて不備修正等の依頼を行ったにもかかわらず、当該不備修正等が行われなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなし、その旨を市長に報告するものとする。

(支援金の給付の決定)

第 11 条 市長は、事務局から前条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 項の報告を受けたときは、支援金の額及び給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、適正な給付を行うために必要があると認めるときは、支援金の給付の申請に係る事項を補正の上、支援金の給付を決定することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により支援金の給付を決定する場合において、支援金の給付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により支援金の給付を決定したときは、松江市事業復活支援金給付決定通知書（様式第 3 号）により、不給付を決定したときは、松江市事業復活支援金不給付決定通知書（様式第 4 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第 12 条 市長は、前条の規定により支援金の給付を決定したときは、支援金を給付するものと

する。

(書類の保管)

第 13 条 支援金の給付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）は、支援金の給付後においても申請書に添付した証拠書類等の原本その他の関係書類を、支援金の給付を受けた日の属する年度の末日から 5 年間保管し、当該期間内において市長から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(給付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、無資格受給又は不正受給が判明したときは、支援金の給付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の給付決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金受給者に対し、松江市事業復活支援金返還命令書（様式第 5 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(公表)

第 15 条 市長は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等を公表することができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第 16 条 第 11 条第 2 項の規定による給付決定の通知を受けた者は、支援金の給付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。